写

香取市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年　９月　１８日

香取市長　伊藤友則

香取市条例第15号

香取市印鑑条例の一部を改正する条例

香取市印鑑条例（平成18年香取市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「次の各号のいずれかに該当する場合」を「規則で定める証明書等を提示した場合」に改め、同項各号を削る。

第15条第２項第１号中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）」に改め、同項に次の２号を加える。

（３）　特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カードであって、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）

（４）　特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書であって、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）

第16条第４項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。